

(別表 1)

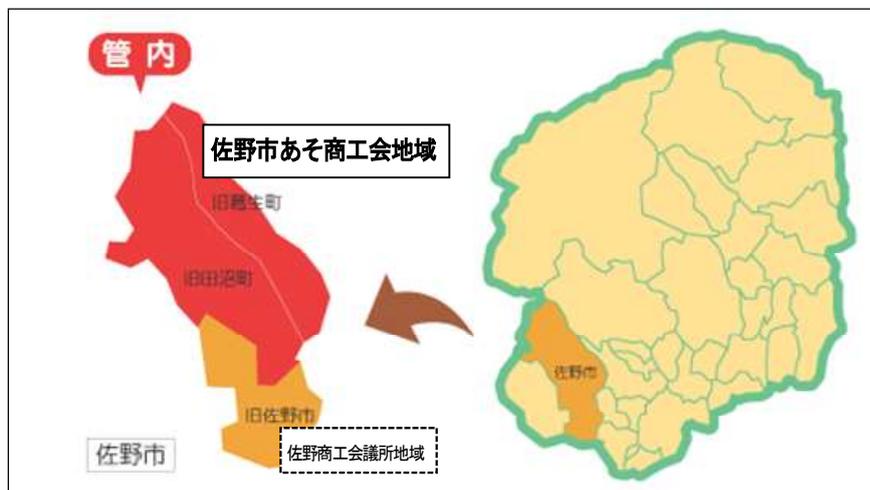
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

## 1. 現 状

### (1) 地域の概要

本計画の対象地域は、佐野市のうち、2005(平成17)年2月28日合併前の旧安蘇郡田沼町(田沼地域)及び葛生町(葛生地域)であり、佐野市あそ商工会の管轄地区である。なお、旧佐野市の地域は、佐野商工会議所管轄である。



当地域は市の北部にあり、面積は271.7 km<sup>2</sup>で、佐野市総面積356.04 km<sup>2</sup>の76.31%を占める。

当地域には、田沼市街中心地の田沼地区、田沼地区を囲む南部・栃本・北部地区、北西部の山間地にまたがる旗川流域の戸奈良・新合・飛駒地区、三好・野上地区、葛生市街中心地で小曾戸川の流れる葛生地区、北西部の山間地にまたがる秋山川流域の常盤地区、秋山川上流の氷室地区と7地区に分けられる。

### (2) 地域の自然災害リスク

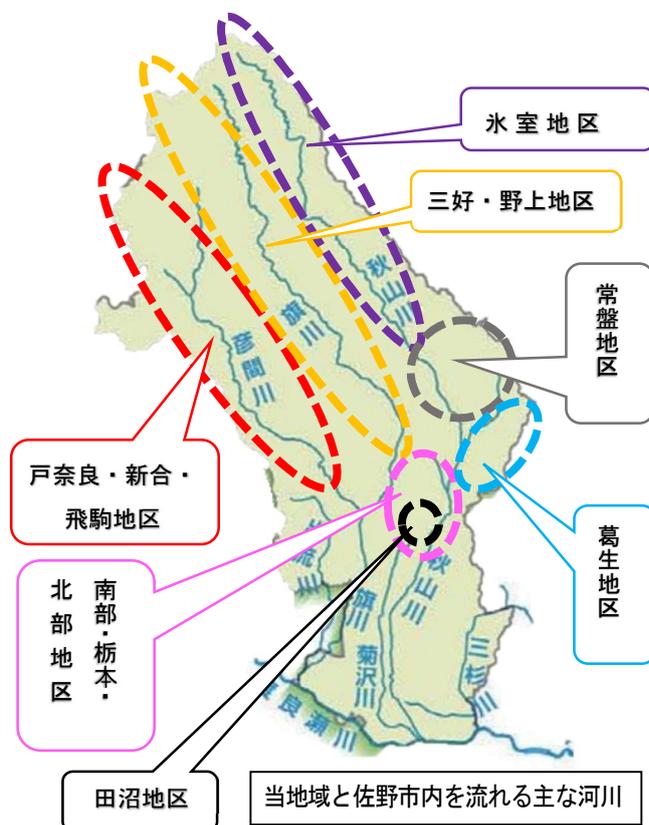
田沼地域では根本山の連山を背に東南に利根川水系の旗川、彦間川、閑馬川、秋山川が流れ、耕地を潤している。河川は伏流水で夏に流れはあるが、冬季には減水渇水となる。

地質は、山地が主として秩父古生層で一部に石灰岩が分布しており、低地は沖積層で洪積層もわずかに見られる。

葛生地域には氷室山に代表される山々から東方向及び南方向に次第に低く山稜が連なり、氷室山に端を發する秋山川が区域を縦貫している。

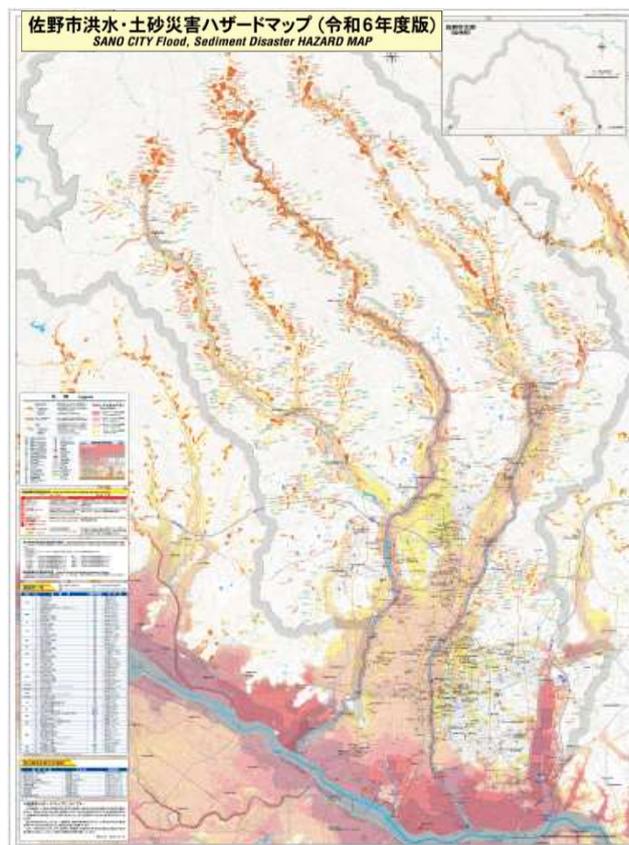
気候は、夏に降水量の多い太平洋側気候区に属し、内陸部のため気温の年較差・日較差が大きく、冬季には積雪がある。

当地域で自然災害が発生した場合に想定される被害等は、次の事項が考えられる。



## ① 洪水

佐野市防災会議が作成した「佐野市地域防災計画（令和6年3月）」及び佐野市の「洪水土砂災害ハザードマップ（令和6年2月）」によると、特に河川沿いでの被害発生の危険度が高く、秋山川の流れる常盤地区や葛生地区（一部に3.0m～10m未満）から下流の南部・栃本・北部地区の広範囲に渡り3.0m未満の浸水が想定されている。佐野市あそ商工会葛生支所や葛生市街地などが立地している地域が該当する。洪水により、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れ、氾濫被害、内水被害等が生じるおそれがある。



## ② 土砂災害

「佐野市地域防災計画」及び佐野市の「洪水・土砂災害ハザードマップ」によると、土砂災害警戒区域が数多く分布する中山間地域への危険性が高い。戸奈良・新合・飛駒地区にある彦間川上流部と三好・野上地区にある旗川上流部、氷室地区にある秋山川上流部に位置する川沿いの集落は、ほとんど全てが土砂災害危険区域・箇所に含まれている。

全域において、急傾斜地崩壊、土石流、地すべりといった土砂災害が生じるおそれがある。

## ③ 地震

国立研究開発法人防災科学技術研究所「地震ハザードステーション」の防災地図によると、今後30年間で震度6弱以上の地震が発生する確率は、平均ケースで田沼地区以南は6.0～26.0%、秋山川流域は3.0～6.0%、その他の地区はほぼ0.1～3.0%である。

また、佐野市における「防災アセスメント調査（2022年度）」では深谷断層帯・綾瀬川断層帯のM8.0の地震による被害想定をしており、市域の人口が集中している市南部では最大震度6強の揺れを想定している。

当地域は北部に位置するが、南部と同程度の揺れが想定され、建物の倒壊、ひび割れ、土砂崩れ、道路の寸断等が生じるおそれがある。

その他、栃木県内における想定では、甚大な被害を発生させる可能性が高い地震として、「想定県庁直下型地震（M7.3、最大震度6弱）」があり、また国内で想定される首都直下型地震では、震度6弱以上となる首都直下地震緊急対策区域に本市も指定されている。

## ④ 集中豪雨

令和元年東日本台風により、葛生地区の山沿いでは、秋山川の増水により土砂崩れや道路寸断があった。また秋山川の支流である小曾戸川沿いでは、浸水被害があった。これらにより、住宅や店舗のほか多くの事業者が被害を受けた。

地球温暖化等の影響により集中豪雨が頻発しており、減災の取組を進めた場合であっても、同程度以上の被害が生じるおそれがある。

## ⑤ 雪 害

平成 26 年 2 月、2 回にわたる大雪に見舞われ、特に氷室地区で被害が発生した。今後も停電や断水、交通の途絶、孤立など、人的・物的被害がもたらされるおそれがある。

## ⑥ 竜巻災害

当地域において竜巻災害の発生事例はないが、過去に国内で発生した竜巻災害を踏まえると、発生タイミングが突発的であり、被害が局所的であると推測され、竜巻の発生により、建物の倒壊、ひび割れ等が生じるおそれがある。

## ⑦ 突風災害

令和 6 年 7 月、葛生地域で住宅の屋根が飛ばされたり、窓ガラスが割れたりたりするなど、風速約 50m と推定される突風被害があった。

## ⑧ その他災害

佐野市は、近年夏の季節に猛暑日になる日が多く、令和 6 年 7 月には最高気温 41.0 を記録した。

## (3) 感染症のリスク

感染症が流行した場合に想定される影響等は、次の事項が考えられる。

### ① 売上の減少

次に示す消費者等の動きと、これに伴う需要の落ち込み

- ・消費者（外国人を含む）の自粛行動
- ・式典、イベント、会合、学校行事等の中止
- ・宴会、宿泊、旅行（ツアー・貸切バス利用他）等のキャンセル
- ・学校休校
- ・風評被害
- ・先行き不安による消費マインドの低下

### ② 仕入・調達等の支障

次に示す企業等の動きと、これに伴う需要又は供給の落ち込み

- ・工場、物流（海外を含む）の停止
- ・原材料、資材、部材等の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・部品、製品、商品の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・備品（マスク・消毒薬等）、燃料の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・生産、工期の遅れ
- ・生産の減少、未成工事の増加に伴う受注制限、停止

### ③ 事業継続への影響

- ・資金繰りの支障
- ・本人又は家族の感染に伴う従業員の出勤停止
- ・学校等休校に伴う子の世話等による従業員の出勤不能
- ・営業自粛・時間短縮要請への対応難
- ・テレワーク、時差出勤への対応難

#### (4) その他の事業継続リスク

自然災害、感染症以外の不慮の事態とその影響等は、次の事項が考えられる。

##### ① 店舗・工場等の火災

- ・所有する建物や設備、什器、備品等の滅失、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

##### ② 経営者・従業員の病気やケガ

- ・長期療養による就業不能又は死亡、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

##### ③ サイバー攻撃による事業停止・情報漏えい

- ・製造設備の制御不能、これに伴う従業員の労災事故
- ・生産管理システムや各種制御装置の異常稼働や停止状態による生産活動への影響
- ・重要情報（個人情報、機密情報等）の漏えいや喪失による関係者からの損害賠償請求及び社会的評価の低下
- ・上記に伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

#### (5) 商工業者の状況 (令和3年経済センサス活動調査)

商工業者数 1, 382者 (うち小規模事業者数 1, 113者)

業種	商工業者		備考(事業所の立地状況等)
	商工業者	小規模事業者	
建設業	192	190	地域内に広く分散
製造業	256	205	〃
卸売業	82	56	〃
小売業	264	199	田沼・葛生地区中心部ほか、幹線道路沿いに多い
飲食店・宿泊業	109	84	〃
サービス業	314	237	地域内に広く分散
その他	165	142	〃
合計	1,382	1,113	

#### (6) これまでの取組

##### ① 市の取組

- ・佐野市地域防災計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・佐野市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・佐野市産業振興支援資金（BCP策定企業支援枠）の導入

##### ② 商工会の取組

- ・会員被災情報の収集
- ・事業者BCP及び事業継続力強化計画に関する国の施策の周知
- ・県主催の事業者BCP策定セミナーの周知と参加促進
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・栃木県火災共済(協)と連携した火災共済への加入促進

- ・上部団体である全国商工会連合会（以下、「全国連」という。）の福祉共済（病気・ケガの補償）への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）の備蓄
- ・佐野商工会議所との連携強化
- ・県が実施する県及び市と連携した災害時調査に関する情報伝達訓練への参加

## 2. 課 題

- ・現在もなお、防災、減災に対する必要性認識が不十分な事業者が相当数いることが想定されるため、管内事業者の災害リスクに対する認識向上が必要。
- ・事前の対策・緊急時の対応を進めるにあたり、必要なノウハウを持つ人員が不足しているため、職員の資質向上をはかることが必要。
- ・事業継続力強化支援ガイドライン（栃木県版）を全職員が理解し、被害情報の報告ルールを共有すること。

## 3. 目 標

- ・自然災害に対しては、佐野市地域防災計画を踏まえつつ、当地域の商工業者に対する事前防災・減災の対策や発生後のいち早い応急・復旧等について、市と商工会が一体となって取り組む。
- ・地域全体を巻き込む自然災害や感染症、更には事業者個々に不測の事態が発生しても、経済活動が機能不全に陥ることを防ぎ、当地域、ひいては市全体と、これを構成する事業者の持続的発展を目指す。

具体的な目標は以下のとおりとする。

### ➤ 小規模事業者が取り組み可能な事業継続力強化の提案と支援

事業者に対し地域の自然災害、感染症、その他の事業継続リスク（火災、病気やケガを含む）等を認識させ、事業者BCP策定を含む事業継続力強化への取組や損害保険・共済制度への加入を促す。

- ・地域内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・防災、減災の取組方法に関する認知度が低い事業者が依然として多いことから、事例等を交えて紹介し、多くの事業者の取組につなげる。

### ➤ 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

自然災害、感染症リスク発生時に速やかな支援が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を職員全員が把握する。

### ➤ 迅速な被害の把握と報告

緊急時における市と商工会、国、栃木県、県連合会との被害情報報告ルート、内容等を職員が熟知し、自然災害、感染症リスク発生時は商工会の会員・非会員を問わず地域内の被害情報を収集し、必要な支援を講ずる。

## 1. 事業継続力強化支援事業の実施期間

( 令和7年4月1日 ~ 令和12年3月31日 )

## 2. 事業継続力強化支援事業の内容

### (1) 事前の対策

#### ① 管内事業者に対する事業継続リスクの周知

- ・商工会職員による事業所への巡回や窓口指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等の事業継続リスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済制度加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済制度の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、事業者に対し、普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済制度の紹介等を実施する。
- ・全国連作成の「リスクチェックシート」等を活用しながら、リスクごとの損害保険・共済制度の加入確認を行い、対応が不十分な項目について、加入の提案等を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、不正確な情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### ② 管内事業者に対する事業者BCPの作成支援

- ・事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について助言を行う。
- ・事業者BCP策定のためのワークショップ（セミナー等）を開催する。
- ・策定支援に際しては、県のBCP策定支援プロジェクトも活用する。

#### ③ 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・佐野市あそ商工会危機管理マニュアルを令和6年6月作成更新済（別添）。

#### ④ 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険(株)、全国連と提携している、あいおいニッセイ同和損保(株)に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスターの掲示を依頼する。

#### ⑤ フォローアップ

- ・地域内事業者の事業者BCP等への取組状況の確認。
- ・本計画については、佐野市と佐野市あそ商工会で状況確認や改善点等について協議

する。

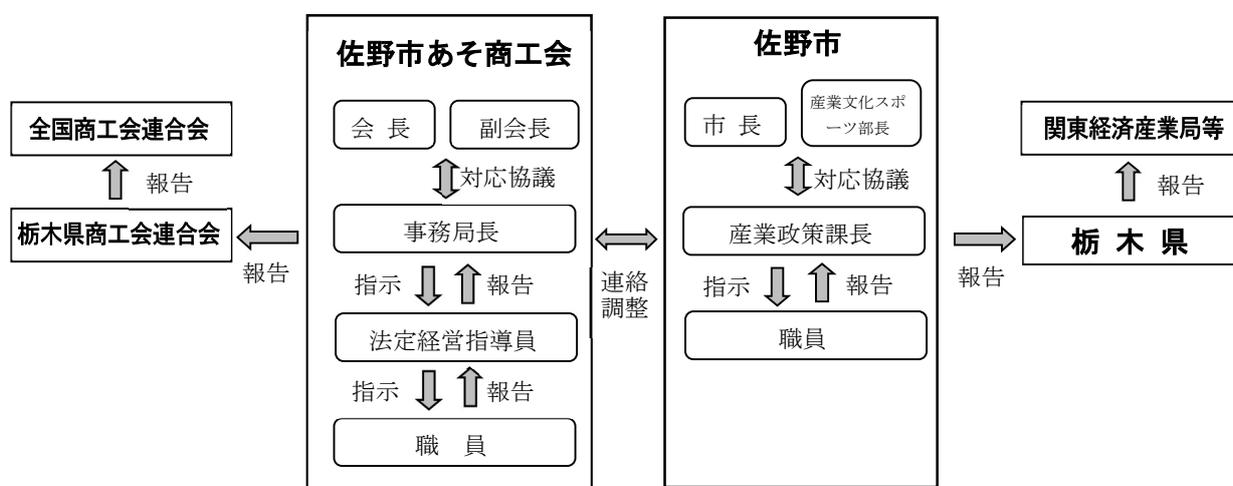
## ⑥ 訓練の実施

- ・災害（平成23年東日本大震災や令和元年東日本台風と同規模）が発生したと仮定し、市と商工会の連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

以上、適宜、東京海上日動火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損保(株)の他、栃木県火災共済(協)と連携協力し実施する。

## (2) リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・自然災害リスク等発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。
- ・事前に風水害等の発生が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。



## (3) リスク発生時の対応

### ① 大規模災害

職員の安全を第一に、大規模自然災害が発生（※1）した場合は、以下の手順で対応する。

（※1）大規模自然災害発生とするものの目安

- ・風水害：特別警報が発表された場合
- ・地震：震度6弱以上の揺れが観測された場合
- ・その他、該当に準ずると判断できる場合

#### 1) 職員の安否・出勤可否の確認

- ・商工会職員は、発災後速やかに法定経営指導員（又はその代行者）へ安否・出勤可否の報告を行う。
- ・報告を受けた法定経営指導員は、職員の業務従事の可否を商工連へ報告するとともに、市が把握する被害状況を共有する。

#### 2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・市は、罹災証明の申請を受け、地域内事業者の被害状況を確認し、すみやかに罹災証明書を発行する。
- ・商工会は、巡回・電話等により地域内事業者の被害状況を確認する。

### 3) 被害情報の共有

- ・市と商工会は、以下の方法と頻度で被害情報等を共有する。
- ・情報共有は、本計画の申請ガイドライン（栃木県版）で示された実態調査票（様式1）を用いる。

※共有方法 電子メール（又はFAX）

※共有頻度	期間（発生日起算）	頻度
	1週目	1日に2回
	2週目	1日に1回
	3・4週目	1週間に2回
	5週目～	1週間に1回

※状況に応じ調整あり

### 4) 被害情報の報告

- ・市と商工会は3) のとおり情報を共有した後、市は県へ当該実態調査票を用い、定められた期日までに報告する。また、商工会は県商工連を通じて全国連へも随時報告する。

## ② 国際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症（※2）が流行した場合は、以下の手順で対応する。

（※2）国際的に脅威となる感染症流行とすることの目安

- ・世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合

#### 1) 感染予防のための取組

- ・国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・本市が取りまとめた「佐野市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発出された場合は、佐野市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

#### 2) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。
- ・業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

#### 3) 管内事業者の被害状況の確認

- ・市は、来庁又は電話等で問い合わせのあった地域内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会は、巡回・電話、アンケート調査等により管内事業者の被害状況を確認する。

#### 4) 被害情報の共有・報告

- ・国や栃木県からの情報や方針に基づき、市と商工会とで情報を共有した上で、市においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、商工会は県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

## **(4) 被災事業者に対する支援**

### **① 応急対策時の支援**

- ・相談窓口の設置にあたっては、市と商工会が対応内容等について協議し、安全性が確認された場所に開設する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市等の施策）を周知する。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。また、添付が求められる被災状況写真を撮影しておくよう指導（又は撮影）する。

### **② 復旧・復興支援**

- ・国及び県の方針に従って、市と商工会が復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対し支援を行う。
- ・被災事業者に対する支援制度（国、県、市等の支援制度）を周知する。
- ・被害規模が大きく、市・商工会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県・商工連等に相談する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

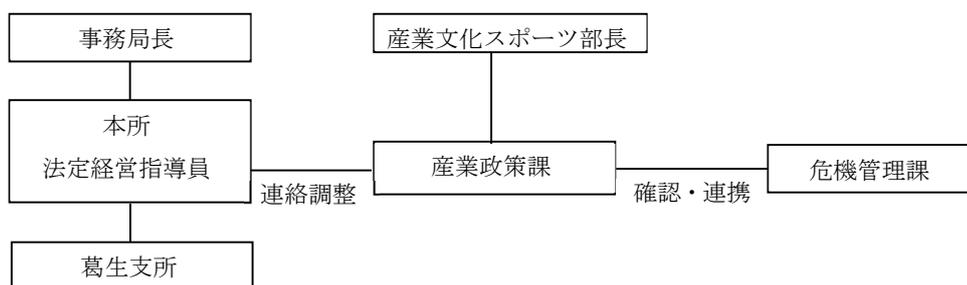
事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 6 年 12 月現在)

(1) 実施体制 (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)

佐野市あそ商工会

佐野市



(2) 法定経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 法定経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 長竹 克浩 (連絡先は (3) ①のとおり)

② 法定経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会、関係市町連絡先

① 商工会

佐野市あそ商工会 総務課

本 所 : 〒327-0312 佐野市栃本町 2237 番地 1  
TEL : 0283-62-3655 / FAX : 0283-62-7915

葛生支所 : 〒327-0507 佐野市葛生西 1 丁目 10 番 36 号  
TEL : 0283-85-2539 / FAX : 0283-85-2586

E-mail : aso\_net@shokokai-tochigi.or.jp

## ② 関係市町

佐野市役所 産業文化スポーツ部 産業政策課

〒327-8501 佐野市高砂町1番地

TEL : 0283-20-3040 / FAX : 0283-20-3029

E-mail : sangyou@city.sano.lg.jp

## (4) 被害情報報告先

### ① 栃木県

産業労働観光部 経営支援課

〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20

TEL : 028-623-3173 / FAX : 028-623-3340

E-mail : shienshitsu@pref.tochigi.lg.jp

### ② 栃木県商工会連合会

企業支援課

〒320-0806 宇都宮市中央3-1-4

TEL : 028-637-3731 / FAX : 028-637-2875

E-mail : kigyo\_fed@shokokai-tochigi.or.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
1. BCP策定セミナー開催費 ・講師謝金・旅費・会場借料・広告料	70	70	70	70	70
2. 個社支援 ・専門家派遣費・専門家謝金・旅費	70	70	70	70	70
3. 普及・啓発費 ・ポスター、チラシ印刷費	20	20	20	20	20
4. 協議会開催費 ・専門家謝金・旅費・会議費	30	30	30	30	30
5. 防災・感染症対策費	10	10	10	10	10

調達方法

会費収入、佐野市補助金、栃木県補助金、事業収入 等